

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成29年10月31日（火）10:33～10:41

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

<関係省庁>

中村 裕一郎 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 障害者雇用率の算定特例の拡充に関する通知文（案）について

3 閉会

○事務局 それでは、次の議題は、「障害者雇用率の算定特例の拡充に関する通知文（案）」のヒアリングということで、本日は厚生労働省にお越しいただいております。

では、よろしくお願いいたします。

○八田座長 遅くなって申し訳ありません。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○中村課長 それでは、資料に基づいて御説明をいたします。障害者雇用の算定特例の拡充に関する措置ということなのですが、横長の4枚組で資料がございますが、内容をおさらいする意味で、一番後ろの4ページ目を御覧いただければと思います。

障害者の雇用義務の制度ですけれども、基本的な考え方としては、個々の事業主において従業員の一定割合、現在2%以上の障害者の雇用を義務付けることになっておりますけれども、いくつか複数の事業体で通算して算定できるという特例がございます。その中の一つに、事業協同組合等を設立して一定の要件を満たすと認定を受けた場合に、組合員

たる事業主と事業協同組合員等で通算できるというものがございます。今般の特例措置におきましては、この事業協同組合が対象となっているところに国家戦略特区内の、これもまた一定の要件を満たしている有限責任事業組合を追加して、同じような加算のもとで通算の対象になり得るということにするものであります。

手続的に、まず有限責任事業組合が一定の条件を備えていることを、区域計画の認定に当たって厚生労働大臣が同意する際にそのことを確認するという措置と、実際に計画が内閣総理大臣の認定を受けた後に障害者雇用促進法の特例の枠の中で既存の事業協同組合と同じように一定の認定を受けるという厚生労働省がかかわる二つのステップがございまして、それらの手続や具体的な内容を通知でお示ししようというものでございます。

職業安定局長通知と障害者雇用対策課長の通知と二つ考えてございまして、まず局長の通知ですけれども、これは既に法律、省令、戦略特区に関する施行規則というものが昨年の段階で出来上がっておりますが、それで書き切れていないところとか、色々引用関係で分かりにくいところを一覧できるようにしたということでもあります。

内容といたしましては、有限責任事業組合が対象となる要件ということで、今詳細に御説明しませんが、3枚目に書いてあるような具体的な要件を省令で既に定めております。これを実際に運用するに当たっての細かい定義的なことを合わせて書いておくこととしてございまして、例えば中小企業者の定義などは、省令上は中小企業基本法などから引用しているものを内容とともに一体的に記載したとか、特区の区域内のみに事業所を有しているというような文言が出てくるのですが、その場合の事業所というものについて、例えば出張所などで独立して労務管理がされていないものについては、その区域外にあっても差し支えないというような細かい考え方をお示ししていることが一つです。

二つ目に、今般の特例においては、特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合にそれらの組合に雇用されていた方をどうするのかというところをきちんと見ましょうということ、既に法律上そのようにしておりますので、その具体的な措置の内容。これも省令である程度のごときは3枚目のおり書いているのですが、さらにその具体的な内容ということで、例えば新たに採用手続に入る場合の面接の支援をするとか、関係の事業主が共同で民間事業者を活用して新たな就職先を見付けるようにするとか、そういったことが考えられるということをお示ししております。

3番目として書いてございますのは、改正後の特区法において、厚生労働大臣が一旦障害者雇用促進法上の認定をした場合、組合が最初の同意の前提となった要件を満たさなくなった場合に取り消すことができるということになっておりますので、それを確認的に記載したところでございます。

もう一本の課長通知につきましては、これらの手続に当たって二つ、最初の特定期間有限責任事業組合の要件を満たしているかということ、それから、区域計画認定後の組合が障害者雇用促進法上の特例としての要件を満たしているか、それぞれ判定するに当たって提出いただくと考えている書類を記載するなどのことをしているものでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御意見、御質問を伺いたいと思います。

原座長代理。

○原座長代理 これは厚生労働省の通知なのですか。

○中村課長 そうです。

○原座長代理 法律は特区法。

○中村課長 はい。

○原座長代理 どういう整理にしているのですか。

○中村課長 特区法において障害者雇用促進法という法律の特例を設けておりまして、その特例となった措置を、元々法律を所管しているのは厚生労働省なので、それでということです。

○原座長代理 少なくともこういうとき、私の認識だと共同通知にしていたような気がしたのですけれども、そうではありませんでしたか。むしろ厚生労働省より事務局にお伺いしたほうがいいと思います。

○事務局 今までの事例からして、一般的には各省の通知ということで発信させていただいております。

○原座長代理 共同にしたものもありますよね。

○村上審議官 共同にしているのもあると思います。すみませんが、そこは境目の論理を確認いたします。ただ、単独通知でお願いしているケースがあるのも事実でございますので、ちょっと整理の考え方を確認いたします。

○八田座長 内容については。

○原座長代理 内容はこれで。

○八田座長 阿曾沼委員。

○阿曾沼委員 私からは、特にございません。

○村上審議官 様式のところは事務局の宿題ということで、こちらからお答えいたします。

○八田座長 これも色々と長い議論の結果、落ちつきまして、どうもありがとうございます。